

(仮称) 新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例 の制定に向けた骨子の策定及びパブリック・コメントの実施結果について

新宿区では、手話が言語であることへの理解及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進し、誰もがいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指すため、新たな取り組みとして(仮称)新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の骨子(案)を公表し、広く区民から意見を求めるためパブリック・コメントを実施しました。

本パブリック・コメントでの意見を踏まえて、骨子(案)のとおり(仮称)新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の骨子を策定しました。

今後は骨子を基に、(仮称)新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の制定を進めます。

1 パブリック・コメントの実施状況

(1) 実施期間

令和2年2月15日(土)から令和2年3月16日(月)まで

(2) 周知方法

令和2年2月15日号の広報新宿及び新宿区ホームページに掲載

(3) 閲覧・配付場所等

障害者福祉課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、

中央図書館・他区立図書館9館、

障害者福祉センター・他区立障害者施設5所、

視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー、新宿区のホームページ

※下線の施設では条例骨子案の点字版及び音声版を用意しました。

(4) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参及び新宿区ホームページにおいて受付

(5) 説明会(日程・会場)

以下のとおり説明会を開催しました。加えて、区内の障害者団体には個別に説明を行いました。

日程	会場	出席人数
令和2年2月20日(木) 14時から	区立障害者福祉センター会議室	28人

なお、令和2年2月25日(火) 18時30分から新宿区役所本庁舎地下1階 11会議室で予定していた説明会は新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐため中止しました。

2 実施結果

(1) 意見提出者	49名（団体含む）	
(2) 提出方法	ホームページ	5名
	持参	11名
	郵送	6名
	ファックス	27名
(3) 意見件数	83件	
(4) 意見内容	資料1のとおり	
(5) 意見の反映等	A 意見を反映する	0件
	B 意見の趣旨は区の方向性と同じ	16件
	C 今後の参考とする	58件
	D 意見として伺う	8件
	E 質問に回答する	1件

3 （仮称）新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の骨子

資料2のとおり